

協議第 1 1 号

合併の期日について

合併協定項目第 2 号「合併の期日」について、次のとおり提案する。

合併の期日は、「平成 2 2 年 3 月 2 3 日（火）」とする。

平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日提出

平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

【参考資料】

合併の期日

最近の合併事例をみると、協議会における協議期間に合わせて合併の期日が決まるというより、むしろ、合併目標期日があって、はじめて協議会における協議が本格化し、合併の期日に合わせて協議スケジュールを決定している場合が多くなっています。

(1) 「合併の期日」を決定することの意義

合併関係市町村間における共通の目標が設定されることとなる。
新市発足の時期、新たなまちづくりの出発点を明確にすることとなる。
新市基本計画の時期を明確にすることとなる。

(2) 「合併の期日」を決定するにあたっての配慮事項

合併に至るまでの諸手続に要する期間を見込むこと。
新市発足と同時に、安定した住民サービスが提供できるよう、事務事業等の整理期間を見込むこと。
市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)の期限(平成22年3月末)を考慮すること。

(3) 小林市・野尻町合併協議会のスケジュール(案)

別添の「小林市・野尻町合併協議会のスケジュール(案)」(69頁)のとおり

<参考>

市町村の合併の特例等に関する法律(抜粋)

附 則

第2条 この法律は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

【協議事項説明資料】

合併の期日に関する基本的な考え方

1. 市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)の期限は平成22年3月31日までとなっており、同期限までに合併が行われない場合、同法に基づく財政支援措置等(地方交付税の算定の特例・地方債の特例等)は受けられないこととなります。
2. 市町村が合併するためには、関係市町村の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、都道府県知事より総務大臣への届出、総務大臣による告示など、さまざまな手続きが定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分考慮して合併の期日を定める必要があります。
3. 合併の期日の決定にあたっては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断すべきです。
4. 合併新法期限(平成22年3月31日)間際の合併は、年度末と重なり事務が煩雑となり、さまざまな混乱を来すことが予想されることから、これを避けることが適切です。
5. 事務所の移転や電算システム切り替えにおけるトラブルを防ぐため、合併期日は土日等の休日明けが望ましいと考えられます。
6. 先進事例を見る限り必ずしも特定期日に限られるものではなく、各市町村のそれぞれの事情により期日が定められています。

平成22年3月23日(火)を合併期日とする理由

1. 市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)の期限

「合併の期日」は、具体的な合併期日を決定する必要があり、合併新法期限内(平成22年3月31日まで)の合併が大前提となります。

合併新法期限内の合併には、さまざまな支援措置があります。

(1) 主な国の支援措置

合併推進債による措置(充当率90%、交付税算入率・元利償還金の40%)

・合併市町村のまちづくり等に対する財政措置

合併前後の臨時的経費に対する財政措置

・普通交付税による措置(合併算定替・平成21年度合併は5年、合併補正等)

・特別交付税による措置(合併準備経費、合併移行経費、公債費負担格差是正等)

(2) 主な県の支援措置

・市町村合併支援交付金

2. 住民サービス等との関係

(1) 住民サービスへの影響

安定した住民サービスの提供を確保するためには、円滑な事務事業の移行が求められ、間違いが許されない自治体としては、1日でも長い準備期間が必要です。

(2) 事務事業の引継ぎ

合併により行政の組織・機構が再編され、それに伴って事務用品の移転が発生します。合併時に、職員がスムーズな住民サービスを行うためには、休日に移転作業を終え、人事異動に伴う事務の引き継ぎを行う必要があります。

(3) 電算システム等の設置、点検

現在、電算システムは、自治体業務の基幹的役割を担っており、新市発足と同時に安全かつ確実に稼働することが肝要です。住民サービスに支障をきたさないためには、合併前の平常業務終了後に電算機器の設置、システムの点検まで確実に終了しておかなければなりません。

そのため、休日を利用して合併日に向けた準備をすべて終了させ、住民への諸証明書の発行業務などのトラブル防止に備えることが必要です。また万一、合併日に電算システムのトラブルが発生した場合、速やかな復旧が必要となります。

3. 事務事業・公的行事等との関係

旧市町における平成21年度の事務事業、各種の公的行事が、概ね終了することが可能であると考えられます。

4. 市長・議会議員・農業委員会の委員の選挙・議会等との関係

小林市農業委員会委員の選挙委員の任期満了が平成22年3月19日のため、合併前に選挙を執行します。2町の農業委員会の選挙委員は、在任特例を適用する場合、通算4年8か月の在任期間となります。選任委員(議会推薦委員・各種団体推薦委員)の選任等についても配慮し、業務が停滞しないよう留意する必要があります。

2町の議会議員が仮に定数特例を適用する場合は、合併期日から50日以内に増員選挙を行うこととなります。なお、市長は平成22年4月23日で任期満了のため、市長選挙と議会議員増員選挙の告示日、投票日を日程調整する等、効率的な選挙執行により、選挙経費を節減することが望まれます。

合併の期日に関する比較検討表

平成22年3月23日(火)

メリット	合併への住民の合意形成・周知、準備期間をより長くとることができる。
	年度末ぎりぎり避けることで、窓口業務の混乱を少なくできる。
	3連休明けであるため、休日中に電算システム等移行しやすい。また合併に伴う事務所移転作業にも都合がよい。
	旧市町での平成21年度の事務事業、公的行事が概ね終了している。
	3月定例議会が閉会していることが想定されるため、4月中旬に予定される市長の任期満了選挙と、2町の議会議員が仮に定数特例を適用する場合の増員選挙の日程調整がしやすい。
デメリット	月の途中で新市移行となるため、月を単位とする事務事業において、事務量の増加が見込まれる。
	2町における学校業務において入学式等の案内通知や学校の名称(市立)の変更について、変更期間や周知期間がほとんどないため、学校関係者及び児童生徒が混乱しないよう、十分留意する必要がある。

平成22年1月1日(金)

メリット	年末年始期間であり、移転作業や電算システムの移行等に都合がよい。
	閉庁日のため事務の引継ぎがしやすく、窓口業務における電算システムのトラブルに備え、開庁日に合わせてスムーズに移行できる。
デメリット	合併期日が合併新法の適用期限より3ヶ月早まるため、電算システム統合等の合併準備期間、住民の合意形成・周知期間が十分確保できない。
	平成21年度の事業・予算の執行期間が短いため、留意する必要がある。

平成22年2月12日(金)

メリット	年度末ぎりぎり避けることで、窓口業務の混乱を少なくできる。
	前日が閉庁日のため、事務の引継ぎがしやすく、窓口業務における電算システムのトラブルに備え、開庁日に合わせてスムーズに移行できる。また、翌日が閉庁日のため、窓口業務における電算システムのトラブル対応やシステムの復旧に速やかに対応できる。
デメリット	住民税の確定申告直前であり、申告事務への影響が予想される。
	2町の議会議員が仮に定数特例を適用する場合、増員選挙が年度末に実施されることが想定される。また、市長の任期満了選挙が4月中旬に予定されているため、選挙が相次ぎ業務が煩雑化する可能性がある。

平成22年3月1日(月)

メリット	年度末ぎりぎり避けることで、窓口業務の混乱を少なくできる。
	月初めのため、契約、職員給与等の日割計算が発生しない。
	前日が閉庁日のため事務の引継ぎがしやすく、窓口業務における電算システムのトラブルに備え、開庁日に合わせてスムーズに移行できる。
	合併に伴う人事異動から平成22年度のスタートまで1か月間を確保できるため、事務執行における混乱を一定程度緩和できる。
	旧市町での平成21年度の事務事業、公的行事が概ね終了している。
デメリット	住民税の確定申告期間中であり、申告事務への影響が予想される。
	2町の議会議員が仮に定数特例を適用する場合、増員選挙が年度初めに実施されることが想定される。また、市長の任期満了選挙が4月中旬に予定されているため、業務が煩雑化する可能性がある。

平成22年3月31日(水)

メリット	合併への住民の合意形成・周知、準備期間をより長くとることができる。
	旧市町での平成21年度の事業・予算の執行期間を最大限活用できる。
デメリット	年度末で住民の転入・転出が最も多い時期のため、窓口業務が大変混乱する恐れがある。
	前日が開庁日のため、合併に伴う移転作業、電算システムの移行、合併当初の窓口業務のトラブルへの対応などの時間がとりにくい。
	打切り決算となるため、出納整理期間がない中で1年分の支払事務や決算事務が必要となるなど事務量が増える。また国・県支出金の受入が集中するなど収入支払件数も多く、暫定予算編成など細かな注意が必要。

新市発足のために必要な準備作業項目

- 新市移行に伴う事務手続きの変更等の住民への情報提供、周知徹底
- 協議・調整内容に即した小林市の条例・規則等の制定、改正等
- 電算システム統合(システム開発、データ移行、仮稼働、研修、リハーサル)
- 旧市町の決算準備、新市暫定予算、新年度当初予算の調製
- 新市の事務機構・組織の整備、名称の統一
- 新市の職名の統一及び人事配置
- 一部事務組合等の脱退及び加盟、解散手続き
- 各公共施設等の案内看板等の変更作業
- 庁舎レイアウト変更及び改装

合併までの法的手続き

合併に関する手順	合併目標期日 平成22年3月23日
<p>小林市・野尻町合併協議会設立</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定項目の協議・確認 ・新市基本計画の策定 <p>1市1町での合併の是非判断</p> <p>↓</p> <p>合併協定書調印式</p> <p>↓</p> <p>小林市議会 議決 野尻町議会 議決</p> <p>[廃置分合、財産処分、議員定数・任期等の関連議案議決]</p> <p>合併申請書</p> <p>合併期日、合併方式、新市の名称、新市の事務所の位置 議会議決書・議事録、財産処分協議書、議会議員定数・ 任期に関する協議書、農業委員会委員任期に関する協議 書、合併協定書・新市基本計画書、関係市町の状況表等</p> <p>↓</p> <p>県知事へ廃置分合申請</p> <p>↓</p> <p>県議会 議決</p> <p>↓</p> <p>総務省へ届出</p> <p>↓</p> <p>総務大臣告示 = 合併の効力発生</p> <p>↓</p> <p>12月定例議会または臨時議会（小林市） 小林市が野尻町から引き継ぐ経費予算の補正 小林市の条例改正・制定議決(施行は合併期日)</p> <p>↓</p> <p>3月定例議会（小林市） 平成22年度経常経費・継続事業(骨格)予算議決</p> <p>↓</p> <p>新市の発足</p> <p>市長：条例・規則の施行、新市予算の執行</p> <p>↓</p> <p>市長選挙(任期満了)・(市議会議員増員選挙)執行</p> <p>↓</p> <p>臨時議会（新市） 副市長・監査委員等選任同意、地域自治区長選任報告 平成22年度政策的新規事業(肉付け)予算議決</p>	<p>平成20年12月1日～ 平成21年1月上旬</p> <p>平成21年1月中旬</p> <p>平成21年1月21日予定</p> <p>平成21年1月29日予定 合併協議期間2か月</p> <p>新市発足準備開始</p> <p>平成21年2月上旬予定</p> <p>平成22年3月23日予定 合併準備期間14か月</p> <p>議員定数特例適用の場合</p>

全国の合併事例における法的手続・準備期間の状況 【最近の編入合併の事例】

	岡山県 岡山市 (1市2町)	埼玉県 熊谷市 (1市1町)	神奈川県 相模原市 (1市2町)	栃木県 宇都宮市 (1市2町)	宮崎県 延岡市 (1市1町)
法定協議会設置	H17.12.21	H18.4.1	H17.4.1 H18.4.12	H18.7.25	H18.8.1
合併協定書調印	H18.5.21	H18.7.13	H18.1.26 H18.6.7	H18.10.20	H18.11.13
廃置分合議決	H18.6.26	H18.7.24	H18.3.8 H18.6.30	H18.10.30	H18.10.30
廃置分合申請	H18.6.29	H18.7.27	H18.3.17 H18.7.10	H18.11.1	H18.11.13
都道府県議会議決	H18.9.29	H18.10.12	H18.7.11 H18.10.6	H18.12.18	H18.12.14
総務省告示	H18.10.24	H18.11.10	H18.8.7 H18.11.2	H18.1.19	H19.1.19
合併期日	H19.1.22	H19.2.13	H19.3.11	H19.3.31	H19.3.31
法定協設置から廃置分合 議決までの月数(～)	6か月	3か月	11か月 3か月	3か月	3か月
廃置分合議決から合併 までの月数(～)	7か月	7か月	12か月 8か月	5か月	5か月
法定協設置から合併ま での月数(～)	13か月	10か月	23か月 11か月	8か月	8か月

神奈川県相模原市は、城山町、藤野町とそれぞれ合併協議会を設置し、合併期日は同日となっている。

	佐賀県 佐賀市 (1市3町)	愛知県 豊川市 (1市2町)	静岡県 島田市 (1市1町)	福島県 福島市 (1市1町)	当合併 協議会 (1市1町)
法定協議会設置	H18.9.29	H19.6.9	H18.12.15	H19.1.1	H20.12.1
合併協定書調印	H18.12.20	H19.8.6	H19.8.7	H19.6.5	H21.1.21 予定
廃置分合議決	H18.11.14	H19.8.16	H19.9.28	H19.6.8	H21.1.29 予定
廃置分合申請	H18.12.26	H19.8.16	H19.10.17	H19.8.8	
都道府県議会議決	H19.3.6	H19.10.12	H19.12.20	H19.10.11	
総務省告示	H19.4.2	H19.11.9	H20.1.30	H19.11.9	
合併期日	H19.10.1	H20.1.15	H20.4.1	H20.7.1	H22.3.23 予定
法定協設置から廃置分合 議決までの月数(～)	1か月半	2か月	9か月半	5か月	2か月
廃置分合議決から合併 までの月数(～)	11か月半	5か月	6か月	13か月	14か月
法定協設置から合併ま での月数(～)	13か月	7か月	15か月半	18か月	16か月

合併事例が多い合併期日の状況（平成11年4月～平成18年4月）

合併期日	件数	比率
10月1日	72件	17.6%
4月1日	70件	17.1%
1月1日	65件	15.9%
3月1日	41件	10.0%
11月1日	30件	7.3%
3月31日	30件	7.3%
3月20日	25件	6.1%
3月22日	25件	6.1%
3月27日	19件	4.6%
2月1日	17件	4.1%
3月28日	16件	3.9%
合計	410件	100.0%

平成22年(2010年)1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1日～3日・年始閉庁日、11日・成人式

平成22年(2010年)2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

11日・建国記念の日

平成22年(2010年)3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

21日・春分の日、22日振替休日

【参考法令等（条文等抜粋）】

地方自治法

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。
- 4 前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。
- 5 第1項及び第3項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。
- 6 第1項及び前3項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項若しくは第4項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 8 第1項、第3項又は第4項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

地方自治法施行令

（廃置分合の場合の事務の承継並びに消滅団体の収支決算）

第5条 普通地方公共団体の廃置分合があった場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する（略）。

- 2 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以ってこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であった者がこれを決算する。
- 3 前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。
- 4 第2項の規定による決算は、その認定に関する議会の議決とともに、都道府県にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に報告し、且つ、その要領を住民に公表しなければならない。

市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）の概要

（１）合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、１又は２以上の旧市町村単位に法人格を有する区（合併特例区）を一定期間（５年以下）設置できる制度を創設する。

区長、合併特例区協議会を置く（公選としない）。

課税権、起債権はなし。

住所の表示にはその名称を冠する。

法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。

（２）市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置

合併に関する障害除去のため、地方税の不均一課税、議員の在任特例等、現行合併特例法の特例措置は基本的に存置。

合併特例債は廃止。合併算定替は、現行の特例期間１０年（＋激変緩和５年）を段階的に５年（＋激変緩和５年）に短縮。

人口３万人以上を有すれば、市となることができる３万市特例については存置。

（３）市町村合併推進のための方策

総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定

都道府県が、基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する構想を策定

都道府県知事は、構想に基づき、

申請に基づいて、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあっせん、調停を行わせることができる。

合併協議会設置の勧告を行うことができる。勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置協議を議会に付議することとし、議会が否決した場合等には、住民が６分の１以上の有権者の署名により又は市町村長が住民投票を請求することができる。

合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し、勧告を行うことができる。

この法律は５年間(平成１７年４月１日から平成２２年３月３１日まで)の限時法とする。